

# 建築物

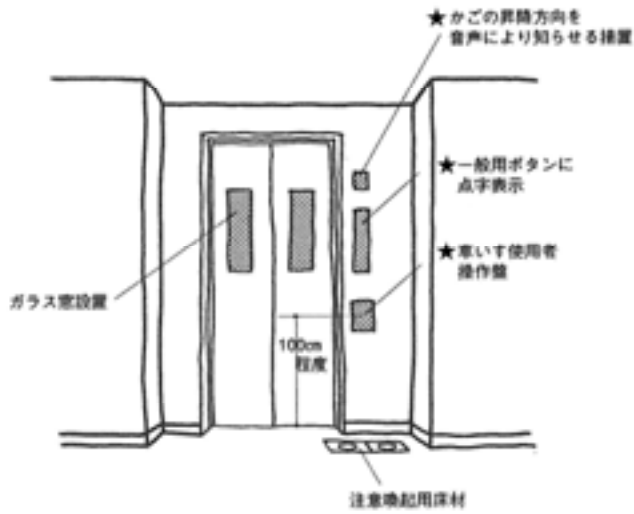
## 〔5〕 エレベーター等

### ● 基本的考え方●

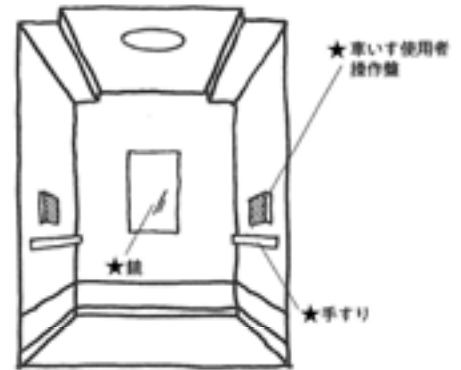
エレベーターは高齢者、障害者等で階段の利用が困難な人にとって、最も有効な垂直方向の移動手段です。また、車いす使用者や視覚障害者が自力で操作して目的の階に到達できるよう、表示や案内などにもこまやかな配慮が必要です。

項目	<b>● 通常の整備基準</b> <b>★ 経路の整備基準</b> ○ バリアフリー法誘導基準	整備基準の解説
(1) 通常のエレベーター ・ 停止階 ・ 出入口 ・ かごの構造 ・ 乗降ロビーの構造 ・ 操作盤等	<p>移動等円滑化経路上のエレベーター等は、次に定める構造とすること（学校、事務所、共同住宅等、自動車教習場、学習塾等、工場及び床面積の合計が2,000㎡未満の施設を除く。）。</p> <p>○ 利用者の用に供し、直接地上に通ずる出入口がない階を有する特定建築物には、かごが当該階に停止するエレベーターを設ける。</p> <p>○ 以下に定める構造のエレベーター以外のエレベーターは、以下の整備基準の(イ)から(カ)までに規定する構造とする。</p> <p>★ (ア) かごは、利用居室、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。</p> <p>○ 利用居室、車いす使用者用便房、車いす使用者用駐車施設、車いす使用者用浴室又は車いす使用者用客室がある階及び地上階に停止すること。</p> <p>★ (イ) かご及び昇降路の出入口の幅は、80cm以上とすること。</p> <p>○ 不特定多数の者が利用する1以上の昇降機のかご及び昇降路の出入口の幅は、90cm以上とする。</p> <p>★ (ウ) かごの幅は、140cm以上とすること。</p> <p>○ 不特定多数の者が利用する1以上の昇降機のかごの幅は、160cm以上とする。</p> <p>★ (エ) かごの奥行きは、135cm以上とすること。</p> <p>★ (オ) かごは、車いすの転回に支障がない構造とすること。</p> <p>★ (カ) 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150cm以上とすること。</p> <p>○ 不特定多数の者が利用する1以上の昇降機の乗降ロビーの幅及び奥行きは、180cm以上とする。</p> <p>★ (キ) かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。</p>	<p>⇒ 専ら駐車場の用に供される階のうち、車いす使用者用駐車施設が設けられていない階は、エレベーターのかごの停止を求めない。</p> <p>⇒ 「80cm」は車いすが通過できる寸法である。</p> <p>⇒ 「135cm」はJISの11人乗り及び13人乗りのかごの奥行き寸法であり、電動車いすも収まる寸法である。</p> <p>⇒ 「車いすの転回に支障がない構造」とは、間口140cm×奥行き135cmである。（社団法人日本エレベーター協会標準）</p> <p>⇒ 「150cm角」は車いす使用者が余裕をもって回転することができる寸法である。</p>

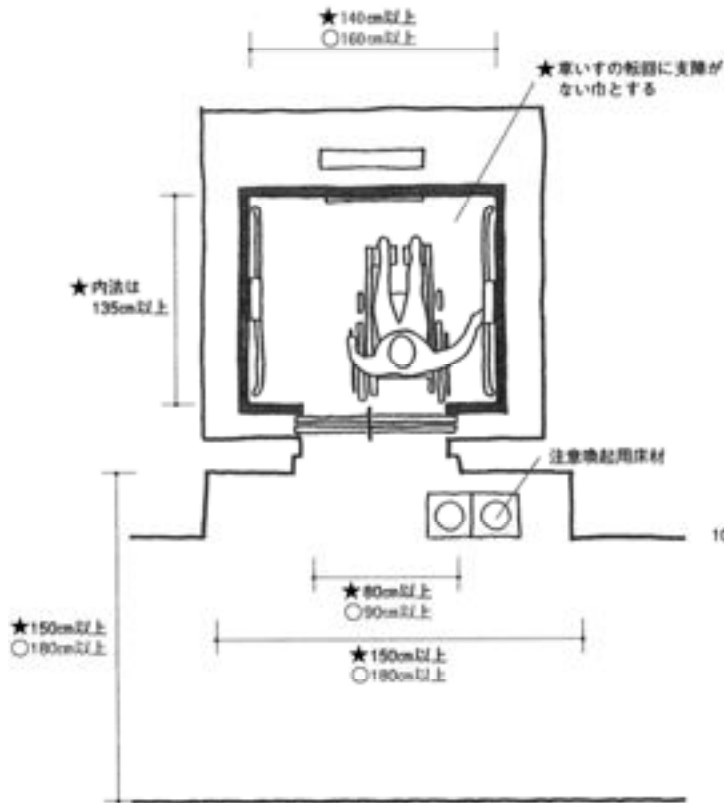
<乗降ロビー>



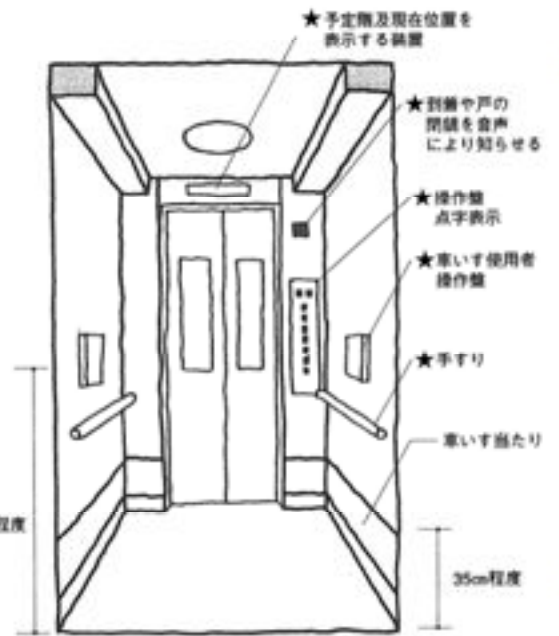
<かご内>



<乗降ロビー及びかごの寸法>



<かご内>



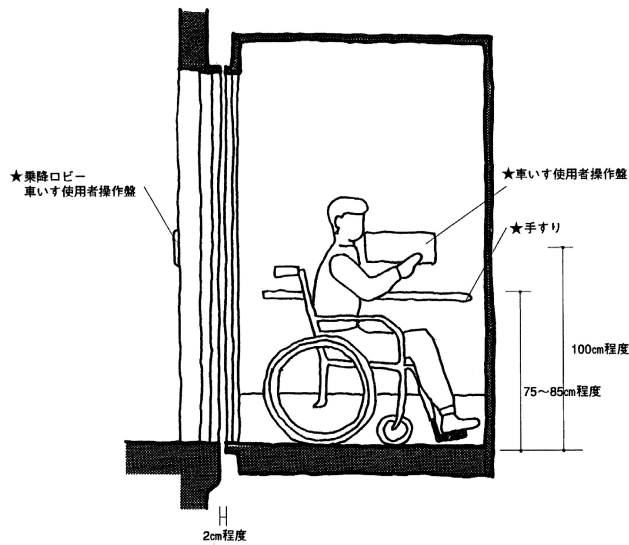
●：通常の整備基準    ○：誘導基準    無印：計画・設計上の配慮事項  
★：移動等円滑化経路の整備基準

<p>・視覚障害者対応</p>	<p>★(ク) かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。</p> <p>★(ケ) 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。</p> <p>★(コ) かご内には、かご及び昇降路の出入口の戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けること。</p> <p>★(カ) かご内には、手すりを設けること。</p> <p>★(シ) 多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビーにあっては、(ア)から(サ)までに定めるもののほか、次に定める構造とすること。ただし、エレベーター及び乗降ロビーが主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合は、この限りでない。</p> <p>a かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の開鎖を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>b かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、次のいずれかの方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。</p> <p>(a) 点字</p> <p>(b) 文字等の浮き彫り</p> <p>(c) 音による案内</p> <p>(d) (a)から(c)までに掲げる方法に類するもの</p> <p>c かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。</p>	<p>⇒「鏡」は、後ろ向きのまま出入口や人、物及びドアの開閉状態を確認することができるようにするためである。</p>
<p>(2) 特殊なエレベーター</p>	<p>(2) 当該移動等円滑化経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターは、次に定める構造とすること。</p> <p>★(ア) 特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1413号）第1第7号に規定するものとする。</p> <p>★(イ) かごの幅は、70cm以上とし、かつ、奥行きは、120cm以上とすること。</p> <p>★(ウ) 車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合にあっては、かごの床面積が十分に確保されていること。</p>	<p>⇒第4部 条例及び関係法令等5を参照</p>
<p>(3) 特殊なエスカレーター</p>	<p>★(3) 当該移動等円滑化経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエスカレーターは、通常の使用状態において車いすに座ったまま車いす使用者を昇降させる場合に2枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、当該運転時において、踏段の定格速度を30m毎分以下とし、かつ、2枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたものであること。</p>	

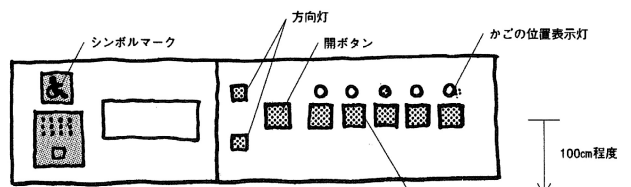
■計画・設計上の配慮事項■

設置	①エレベーターは、出入口に近く、分かりやすい位置に設置する。
かご	①建物床とかごとの隙間は2cm程度とし、車いすのキャスターが落ち込まないようにする。 ②かご内の壁面には、床上35cm程度まで車いす当たり(キックプレート)を取り付ける。 ③エレベーターのドアには、防犯又は防災対策上等可能な場合はガラス窓を設置する。ガラス窓が設置できない場合は、必要に応じてカメラを設置する。
操作盤	①高さ100cm程度の位置に、大きくて操作しやすい障害者専用の操作盤を設ける。 ②車いす使用者専用操作盤のボタンによりかごが着床したときは、戸の開放時間が長くなるよう設定する(10秒以上)。
表示・誘導	①エレベーター出入口の呼び出しボタン側の床に、点状ブロック等を敷設する。 ②障害者の利用しやすいエレベーターには、障害者シンボルマークによりその旨を表示する。
その他	①その他、日本エレベーター協会による「車いす兼用エレベーターに関する標準」及び「視覚障害者兼用エレベーターに関する標準」の仕様に適合させる。(第3部 関連指針を参照)

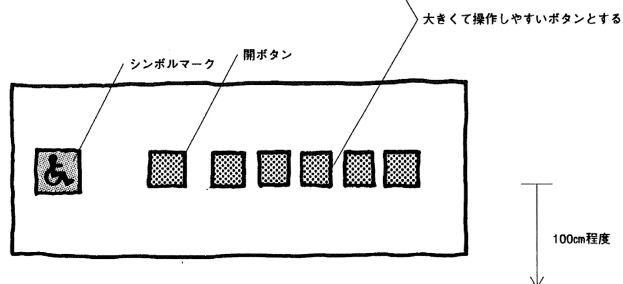
<かご内寸法>



<車いす使用者主操作盤>



<車いす使用者副操作盤>



●：通常の整備基準    ○：誘導基準    無印：計画・設計上の配慮事項  
★：移動等円滑化経路の整備基準

# 建築物

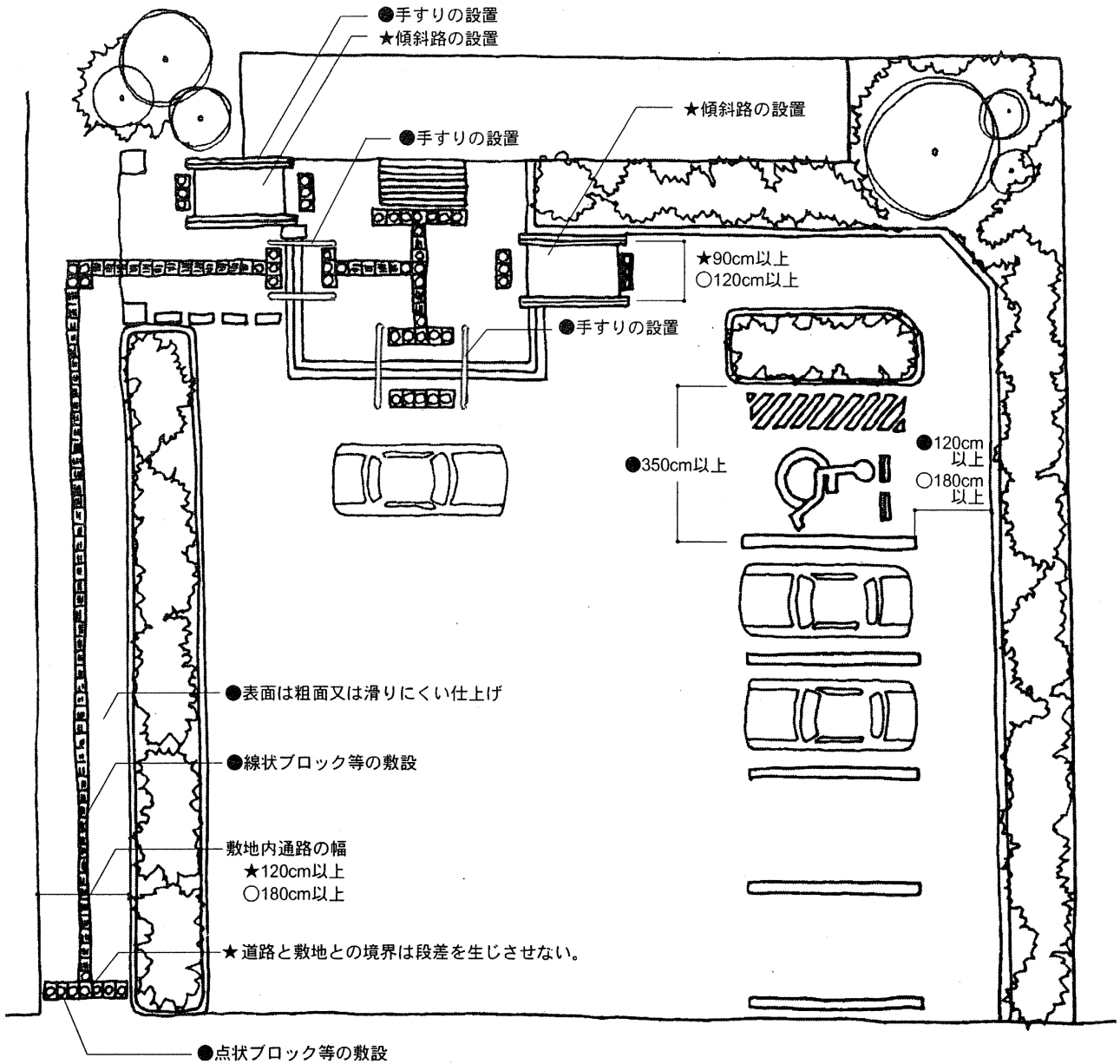
## 〔6〕 敷地内の通路

### ●基本的な考え方●

建物出入口から道等に通ずる通路又は屋外の車いす使用者用駐車施設に至る通路は、障害物の除去や段差の解消、歩車道の分離などにより、高齢者、障害者等が安全に通行できるよう整備する必要があります。

項目	●通常の整備基準 ★経路の整備基準 ○バリアフリー法誘導基準	整備基準の解説
(1) 表面仕上げ  (2) 段の構造  (3) 溝ぶたの構造  (4) 傾斜路の構造	<p>利用者の用に供する敷地内通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>●(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる こと。</p> <p>●(2) 段を設ける場合においては、当該段は、次に定める 構造とすること。 (ア) 手すりを設けること。 (イ) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の 差が大きいこと等により段を容易に識別できるもの とし、かつ、段鼻の突き出しがないこと等によ りつまずきにくい構造とすること。</p> <p>●(3) 通路を横断する排水溝を設ける場合において は、溝ぶたは、つえ、車いす等の使用者の通行に支障 のない構造とすること。</p> <p>●(4) 敷地内の通路に設けられる傾斜路は、次に定める 構造とすること。 (ア) 勾配が12分の1を超え、又は高さが16cmを超え、 かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分に は、手すりを設けること。 (イ) その前後の通路との色の明度の差が大きいこと 等によりその存在を容易に識別できるものとする こと。 (ウ) 傾斜路は、必要に応じて、ひさしを設けるなど積 雪時等の通行に支障が生じないよう配慮したもの とすること。</p>	<p>⇒「共通事項〔5〕滑りにくい床材」の項を参照</p> <p>⇒「〔7〕階段」の項を参照</p> <p>⇒「つえ、車いす等の使用者の通行に支障のない構造」の溝ぶたとは、穴の大きさが、円形の場合は直径2cm以下とし、格子型の場合は長さが10cm以下で幅が1.5cm以下のものをいう。</p> <p>⇒「〔4〕傾斜路」の項を参照</p>
(1) 幅員  (2) 転回スペース	<p>移動等円滑化経路上の敷地内通路は、通常の整備基準に加えて、次に定める構造とすること。</p> <p>★(1) 幅員は、120cm以上とする。 ○幅員は、180cm以上とする。</p> <p>★(2) 50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。</p>	<p>⇒「幅員120cm」は車いすの通行幅の90cmに、人間が車いすと出会ったときに横向きになってやり過ごす30cmの幅を加えたもので、松葉杖使用者が円滑に通過できる寸法でもある。</p>

<敷地内の通路の整備例>



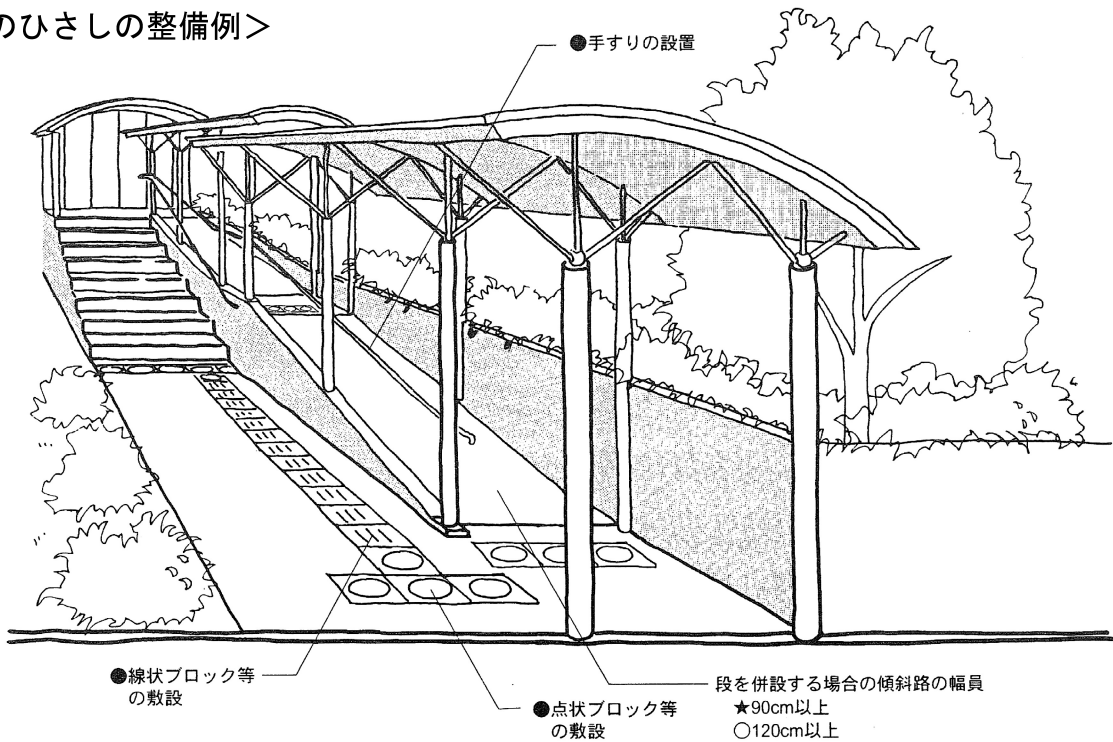
- : 通常の整備基準      ○ : 誘導基準      無印 : 計画・設計上の配慮事項
- ★ : 移動等円滑化経路の整備基準

(3) 戸の構造	★(3) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	
(4) 傾斜路	<p>★(4) 傾斜路は、次に定める構造とすること。</p> <p>(7) 幅は、階段に代わるものにあつては 120cm 以上、階段に併設するものにあつては 90cm 以上とすること。</p> <p>○幅は、内法を 150cm (段を併設する場合にあつては 120cm) 以上とする。</p> <p>(イ) 勾配は、12 分の 1 を超えないこと。ただし、高さが 16cm 以下のものにあつては、8 分の 1 を超えないこと。</p> <p>○勾配は、15 分の 1 を超えないこと。</p> <p>(ウ) 高さが 75cm を超えるもの（勾配が 20 分の 1 を越えるものに限る）にあつては、高さ 75cm 以内ごとに踏幅が 150cm 以上の踊場を設けること。</p> <p>○傾斜路が同一平面で交差し、又は接続する場合には、当該交差し又は接続する部分に踏幅 150cm 以上の踊場を設ける。</p>	⇒「〔4〕 傾斜路」の項を参照

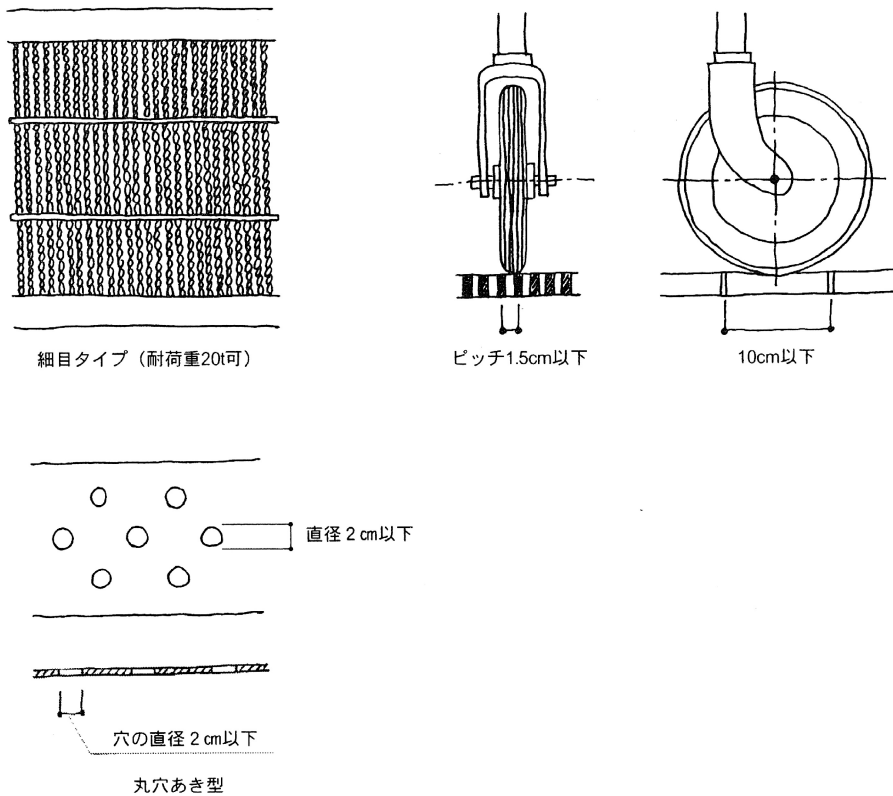
## ■ 計画・設計上の配慮事項 ■

歩車分離	①歩行者と車の動線は、歩行者の安全に配慮し可能な限り分離する。
路面仕上げ	<p>①砂利道などの歩きにくい舗装は避ける。</p> <p>②冬期間には、除排雪又は消融雪設備により安全な通行動線を確保する。</p> <p>③雪や雨に濡れても滑りにくく、平坦な仕上げとする。</p>
敷地境界	①道路又は歩道縁石部分と敷地との境界には段差が生じないようにする。やむをえず高低差が生じる場合は、敷地の状況に応じて、可能な限り緩やかな勾配とし、道路又は歩道に接続する。

< 傾斜路のひさしの整備例 >



< 溝ぶたの構造 >



● : 通常の整備基準    ○ : 誘導基準    無印 : 計画・設計上の配慮事項  
 ★ : 移動等円滑化経路の整備基準



# 建築物

## 〔 7 〕 階段

### ● 基本的考え方 ●

階段は、高齢者や障害者の通行にとって大きな負担となるとともに、転落などの事故につながる危険性も高く通行の安全性に留意しなければなりません。高齢者や視覚障害者等にも配慮し、安全で昇りやすい階段の整備が必要です。階段は避難面においても大変重要であり、エレベーターの有無にかかわらず整備の必要性が高いものです。

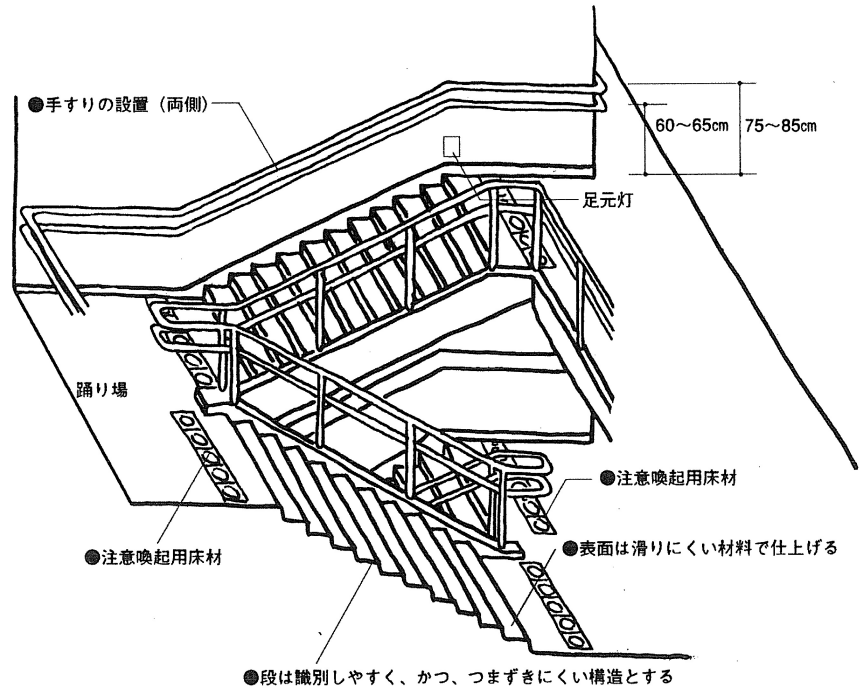
項目	● 通常の整備基準 ★ 経路の整備基準 ○ バリアフリー法誘導基準	整備基準の解説
(1) 手すりの設置  (2) 形状  (3) 表面仕上げ  (4) けあげ、踏面の仕様  (5) 視覚障害者対応	利用者の用に供する階段は、次に定める構造とすること。 ● (1) 踊場を除き、手すりを設けること。  ● (2) 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。 ○ 幅は、140cm 以上とする。 ○ けあげの寸法は、16cm 以下とする。 ○ 踏面の寸法は、30cm 以上とする。  ● (3) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。  ● (4) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものし、段鼻の突き出しがないこと等によりつまづきにくい構造とすること。  ● (5) 階段の上端に近接する踊場の部分に点状ブロック等を敷設すること（学校、事務所、共同住宅等、自動車教習場、学習塾等、工場を除く。）。ただし、当該部分が次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (ア) 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合 (イ) 段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合	⇒ 通常使用しない非常階段等は含まない。 ⇒ 「手すり」は、片側まひの方の利用も考えられ、両側に設置するものとする。 ⇒ 「主たる階段」とは、利用者の用に供する階段のうち、主に利用されるものをいう。 ⇒ 「回り階段」とは、一つの踏面で内側と外側の寸法が異なるものをいう。回り階段は高齢者、障害者等が足を踏みはずしやすく、視覚障害者が方向を見失う場合があるため、制限するものである。  ⇒ 「識別しやすい段」とは、弱視者などの視覚障害者にとって段鼻、踏面、けあげ等が識別しやすい色彩、明度等であることをいう。 ⇒ 「つまづきにくい構造」とは、け込み板が適切に設けられているもの、段鼻が突出していないもの、足などが引っかかりにくいもの等をいう。

### ■ 計画・設計上の配慮事項 ■

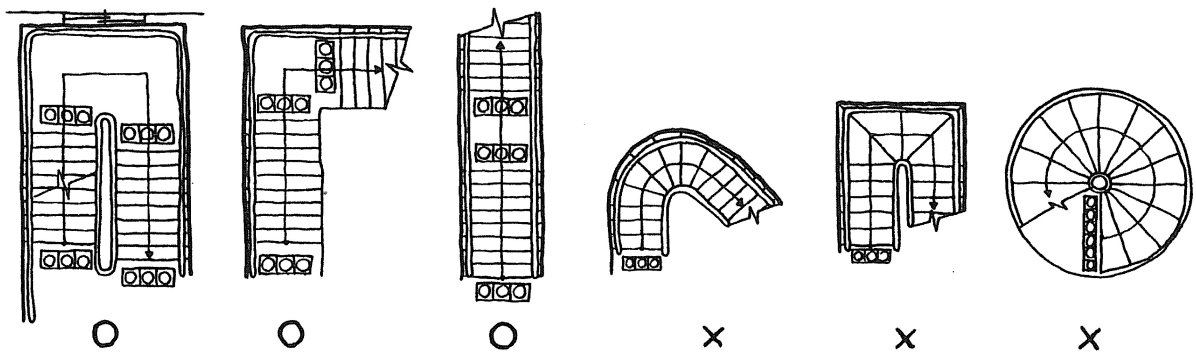
#### 形状

- ① 階段の段鼻には滑り止めを設ける。ただし、金属製のものは、杖が滑りやすいので避ける。
- ② 杖や足の落ち込みを防止するために、け込み板及び両側面の立ち上がり（5 cm 以上）を設ける。
- ③ け込みは 2 cm 以下とする。
- ④ 段鼻を突き出すとつま先が引っかかりやすく危険なので避ける。

<階段の整備例>



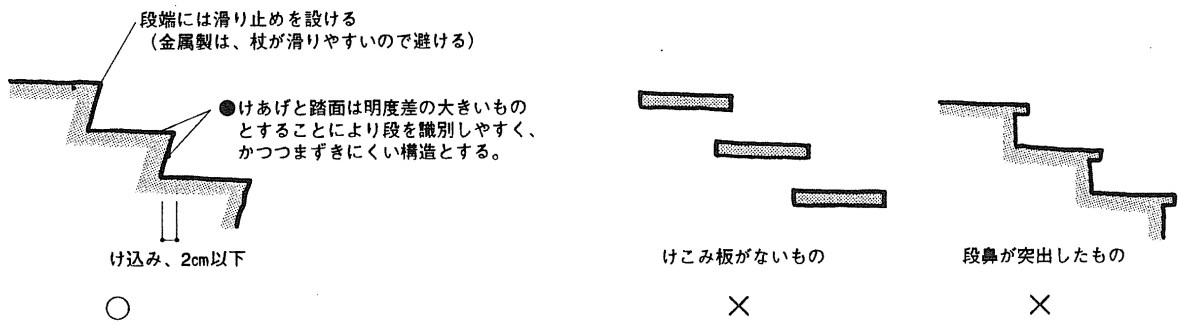
<階段の形式例>



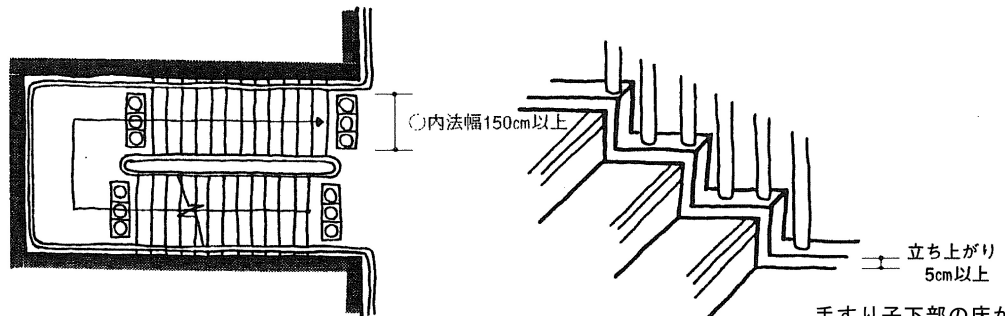
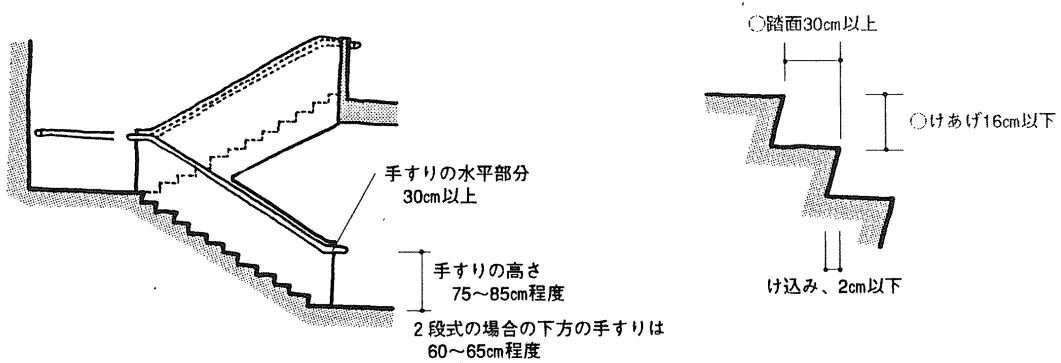
- : 通常の整備基準      ○ : 誘導基準      無印 : 計画・設計上の配慮事項
- ★ : 移動等円滑化経路の整備基準

<p>手すり</p>	<p>①手すりの端部は、バランスをくずしやすいため、30cm程度の水平部分を設け、廊下の手すりと連続させる。</p> <p>②袖口が引っかからないように、手すりの端部は壁方向又は下方向に曲げ、端部を丸くする。</p> <p>③階段の始点、終点の手すり部分には、点字で現在位置の階数を表示する。</p> <p>④幼児や児童の利用が見込まれる施設では、2段式の手すり（高さ75～85cm及び高さ60～65cm程度）を設ける。</p> <p>⑤手すり子形式とする場合は、5cm以上の立ち上がりを設ける。</p>
<p>表面仕上げ</p>	<p>①仕上げ面は、雪や雨に濡れても滑りにくく、平坦な仕上げとする。また、転倒したときに衝撃の少ない材料を用いる。</p>
<p>踊場</p>	<p>①直階段には、転倒時の危険防止を考慮し、踊場を設ける。</p> <p>②踊場には、勾配や段差を設けない。</p>
<p>表示・誘導</p>	<p>①階数表示は、大きく分かりやすいものとする。</p>
<p>照明等</p>	<p>①照明はできるだけむらのない、通行に支障のない明るさとする。</p> <p>②外壁に面する階段には、採光用の開口部等を設ける。</p> <p>③必要に応じ足元灯を設置し、安全な昇降に配慮する。</p>

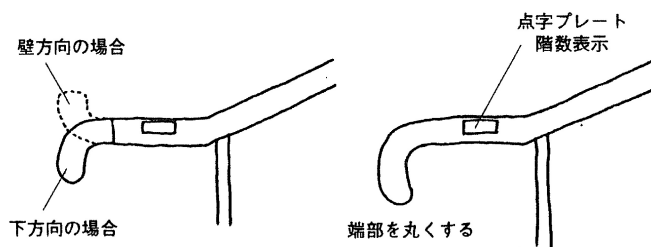
<けあげ、踏面の形状>



<階段の寸法>



<手すりの形状>



手すり子下部の床から5cm以上の部分に板等を取り付けてもよい。

- : 通常の整備基準
- : 誘導基準
- 無印 : 計画・設計上の配慮事項
- ★ : 移動等円滑化経路の整備基準

# 建築物

## 〔8〕 便所

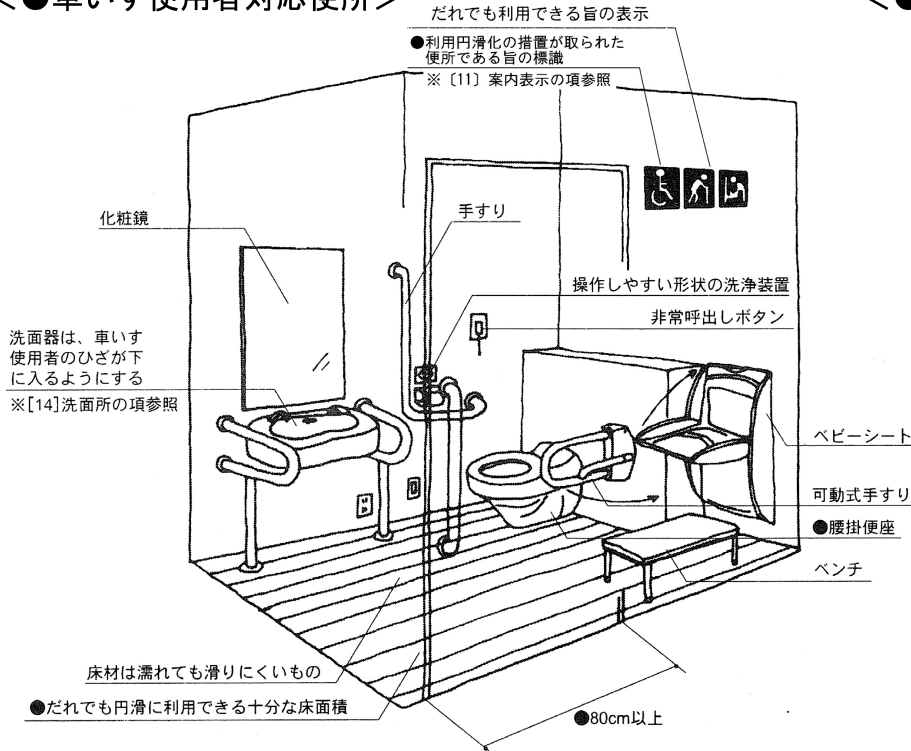
### ●基本的な考え方●

高齢者、障害者等が積極的に外出することができるためには、車いす使用者をはじめ高齢者、妊婦、乳幼児を連れた者等誰もが利用しやすい便所を整備する必要があります。

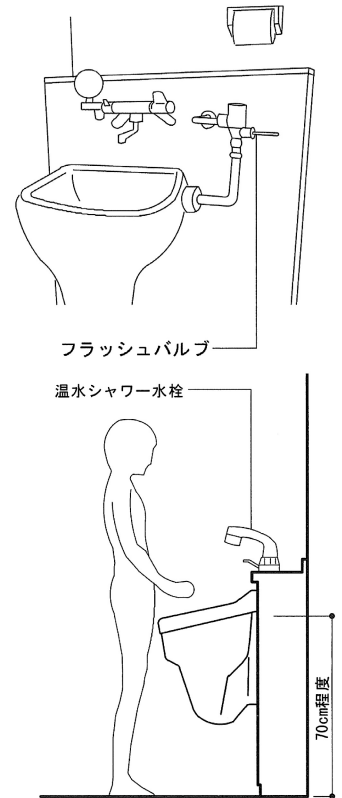
やむをえず、車いす使用者をはじめとするだれでもが利用できる便房を設置できない場合でも、一般用便所に腰掛便座や手すりを設けるなど、高齢者、障害者等の利用に配慮する必要があります。

項目	●通常の整備基準 ★経路の整備基準 ○バリアフリー法誘導基準	整備基準の解説
(1) 車いす使用者用便所	<p>●(1) 主として高齢者、障害者等が利用する建築物若しくは床面積の合計が 2,000 m<sup>2</sup>以上の建築物に利用者の用に供する便所を設ける場合又は公衆便所の新築等をする場合には、次に定める基準に適合する便所を 1 以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ 1 以上）設けること。</p> <p>○多数の者が利用する便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）が設けられている階ごとに、当該便所のうち 1 以上に、車いす使用者用便房を設けること。</p> <p>○利用者の用に供する便所を設ける階には、当該階に設けられる便房の総数が 200 以下の場合にあっては、その総数に 50 分の 1 を乗じて得た数、当該階に設けられる便房の総数が 200 を超える場合にあっては、その総数に 100 分の 1 を乗じて得た数に 2 を加えた数以上の便房を設ける。</p>	<p>⇒男子用便所、女子用便所の区別がある場合、どちらか一方に設けるのではなく、それぞれに設けるものとする。ただし、区分がない場合は 1 箇所でも良いが、出入口の位置については、配慮が必要である。</p> <p>また、男子用便所、女子用便所の区別がある場合でも、男女共用の車いす使用者用便房を 1 以上設ければよいものとする。</p>
・ 便房の設置	(7) 車いす使用者用便房が設けられていること。	<p>⇒「〔1〕移動等円滑化経路」の項（1）イを参照</p> <p>⇒車いす使用者用便房は、出入口と便座の位置関係より様々な平面計画があり得ることから便房の寸法については特に定めない。</p> <p>⇒便房及び便所の出入口幅を 80cm 以上とする。</p>
・ 水洗器具	(4) 高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房が設けられていること。	⇒水洗器具とはオストメイト（人工肛門・人工膀胱造設者）対応の設備である。また、立ったまま利用できるように、原則として壁面に専用の水洗器具として取り付けるものとする。

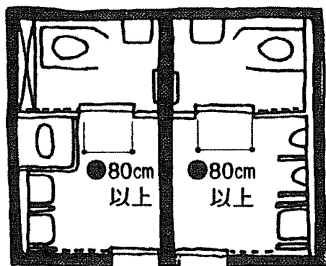
<●車いす使用者対応便所>



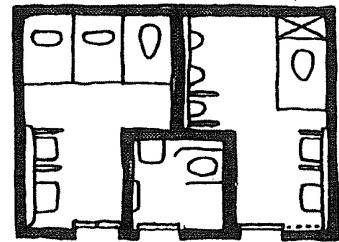
<●オストメイト対応設備>



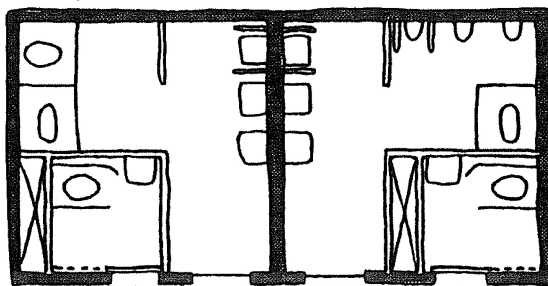
<便所の配置例>



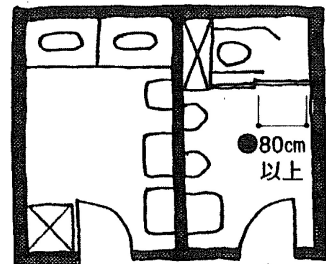
▲ ●80cm以上  
男女それぞれの便所内に車いす使用者用便房を設けた例  
※異性介助がしにくい



○ ●80cm以上  
男女兼用の車いす使用者用便房を設けた例



◎ ●80cm以上 ●80cm以上  
男女別用に車いす使用者便房を設けた例  
※直接出入口なので異性介助が容易



✕ ●80cm以上  
男子便所又は女子便所のいずれか一方に車いす使用者用便房を設けた例  
※異性が入りにくい

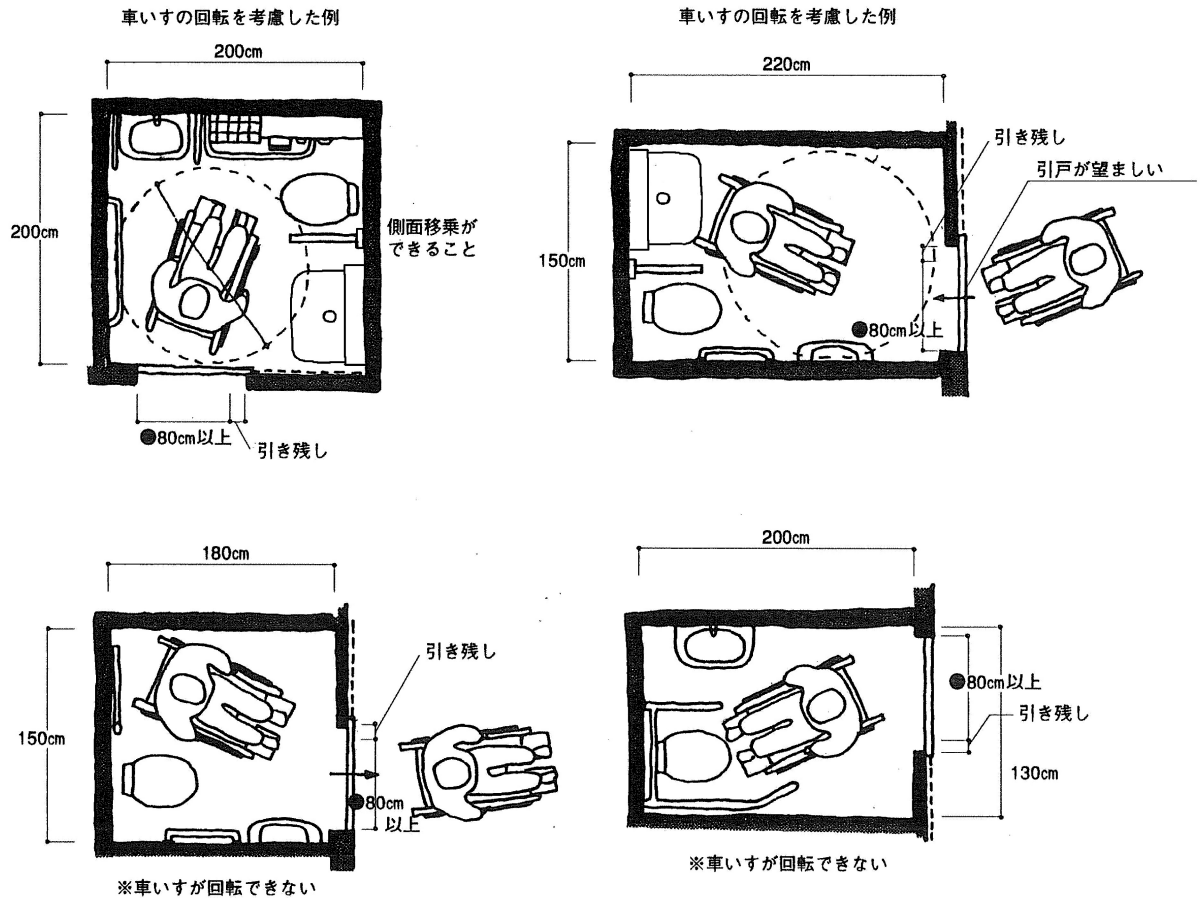
- : 通常の整備基準
- : 誘導基準
- 無印 : 計画・設計上の配慮事項
- ★ : 移動等円滑化経路の整備基準

(2)車いす使用者 対応便所に 準ずる便所	<p>●(2) (1)の建築物以外の建築物に利用者の用に供する便所を設ける場合においては、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房が設けられた便所を1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。</p>	<p>⇒男子用便所、女子用便所の区別がある場合、どちらか一方に設けるのではなく、それぞれに設けるものとする。ただし、区分がない場合は1箇所でも良いが、出入口の位置については、配慮が必要である。</p>
(3)男子用小便器	<p>●(3) 利用者の用に供する男子用小便器のある便所を設ける場合においては、そのうち1以上の便所に次に定める基準に適合する小便器を1以上設けること。</p> <p>○利用者の用に供する男子用小便器のある便所を設ける際には、床置き式の小便器がある便所を1以上設ける。</p> <p>(7) 床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）その他これらに類する小便器とすること。</p> <p>(4) 主として高齢者、障害者等が利用する建築物においては、当該小便器の両側に手すりが設けられていること。</p>	<p>⇒床置き等で両側に手すりが設けられた小便器がある便所は、松葉杖使用者、高齢者及び児童に利用しやすい構造である</p>

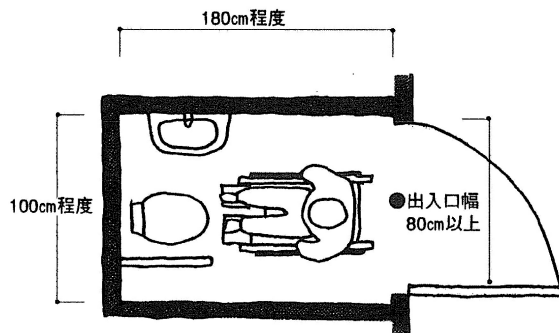
## ■ 計画・設計上の配慮事項 ■

設置	<p>①車いす使用者対応便所は、一般の便所と一体又は横に設けるものとし、分かりやすい位置とする。</p>
	<p>②車いす使用者対応便所は、介助者が異性である場合も考慮し、だれもが使いやすい位置に設ける。</p>
便房の構造	<p>①便房は、入口より便器まで直進するもので、原則として車いすで回転できるスペース（直径150cmの円が内接できる程度）を確保したもので、広さが200cm×200cmを標準とし、建築物の規模等から制約がある場合には、広さが150cm×180cm以上とする。</p> <p>②便器の位置は、正面からのアプローチを確保できるものとし、右又は左からの側面移乗ができるものとする。</p>
出入口	<p>①戸は引き戸が望ましく、可能であれば自動式とする。</p> <p>②自動式引き戸は、内側から閉めると自動的に施錠がされ、外側に使用中の表示がされるとともに、照明も連動していることが望ましい。</p> <p>③戸は容易に施錠できるものとし、非常の場合を考慮して外部から開錠できるものとする。</p>
便器	<p>①床置き式の場合、前部のトラップ部分に車いすのフットレストが当たらないような型のものとする。</p> <p>②便座の高さは、ふたのない状態で車いすの座面と同じ40～45cm程度とする。</p>
洗浄装置	<p>①便座に腰掛けたまま利用できる位置又は車いすに乗ったまま利用できる位置に設ける。</p> <p>②大型のレバー式、くつべら式、押しボタン式、光感知式のものなど操作しやすい形状のものとする。</p>

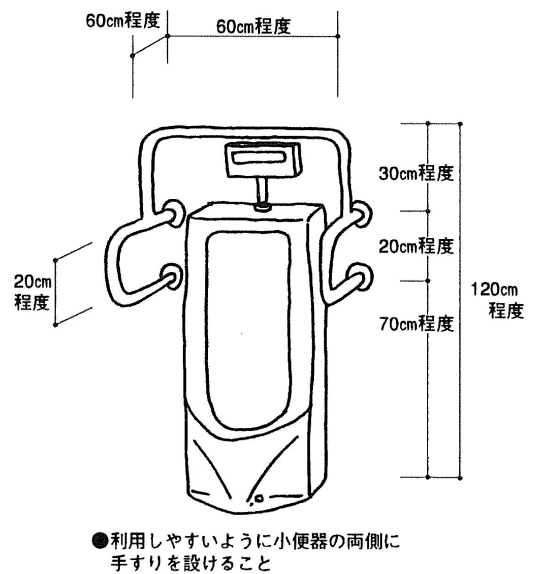
<車いす使用者用便房のレイアウト例>



<車いす使用者用所に準ずる便所>



<床置式小便器の手すり例>



● : 通常の整備基準    ○ : 誘導基準    無印 : 計画・設計上の配慮事項  
 ★ : 移動等円滑化経路の整備基準



手すり

- ①手すりは、便器の両側に垂直・水平に設ける。
- ②手すりは、必要に応じて可動式とする。
- ③手すりは、必要に応じて便器の前側に水平に可動式のを設ける。
- ④垂直手すりは壁に固定する。やむを得ず床に固定する場合は、固定下部が車いすの移動の邪魔にならないようにする。
- ⑤水平手すりの高さは、車いすのアームレストの高さ（65cm～70cm）と同じにする。

表示・誘導

- ①男女別を分かりやすく表示する。
- ②便所の入口には、車いす使用者のほか高齢者や妊産婦などだれでもが利用できる旨表示する。
- ③使用中の表示は施錠と連動させ、目につきやすい位置に設ける。
- ④建物内の要所に車いす使用者便所の位置を表示し、誘導する。

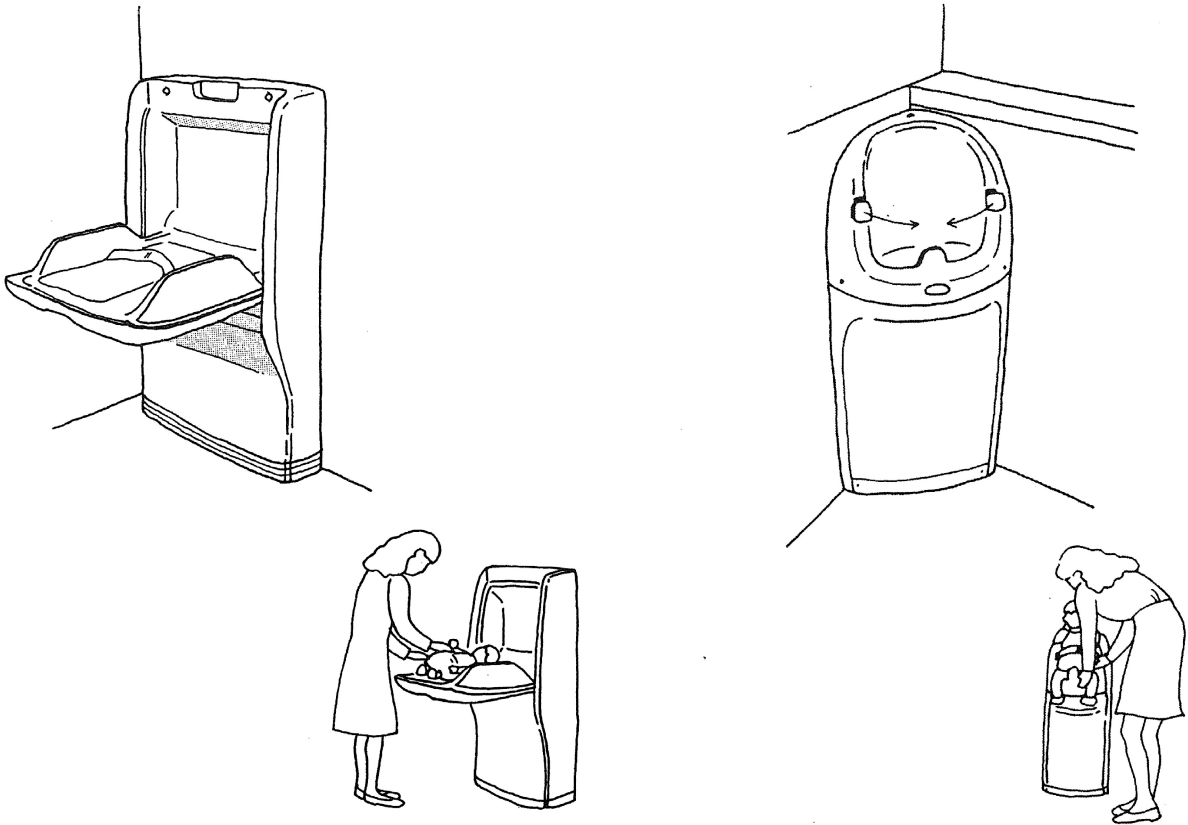
非常呼出し

- ①便房内に非常呼出しボタンを設ける。
- ②非常呼出しボタンは、便座に腰掛けた状態や、転倒した場合にも手の届く位置に設ける。
- ③便所の入口には、非常呼出しの際、音と光による警報装置を設けるものとする。

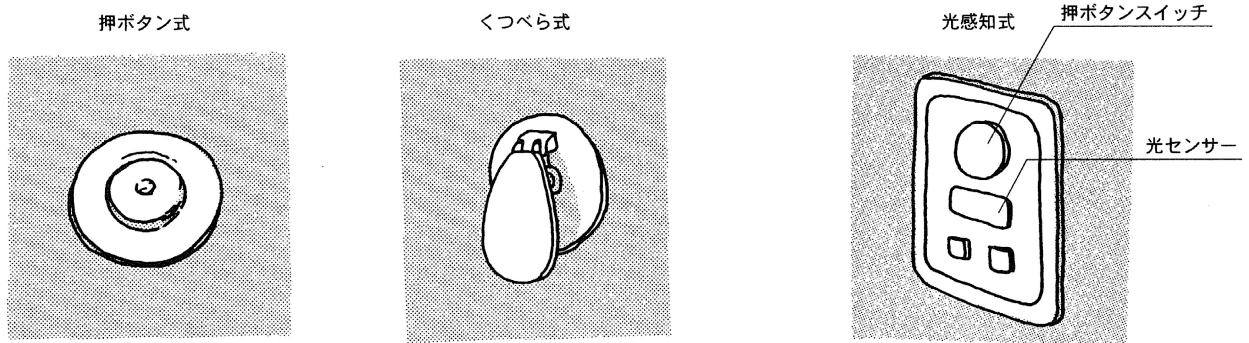
その他

- ①車いす使用者の利用の支障とならない位置に、手荷物を置く棚を設ける。
- ②広いスペースのある便房内には、ベンチやベビーベッドを用意する。
- ③床面は濡れても滑りにくい仕上げとする。
- ④便房内に、身づくろいのための鏡を取付ける。
- ⑤汚物入れは、大きなものを用い、かつ車いすに乗ったままでも手の届く位置に設ける。
- ⑥手洗い器、洗面器は、高齢者、障害者等の利用を考慮したものとする。（[14] 洗面所の項を参照）

<ベビーシートの例>



<洗浄バルブの例>



●：通常の整備基準    ○：誘導基準    無印：計画・設計上の配慮事項  
 ★：移動等円滑化経路の整備基準